

岡山市小規模製造業等 I T 利活用支援補助金交付要綱取扱要領

(定義)

第 1 条 岡山市小規模製造業等 I T 利活用支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で使用する用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) 「労働生産性」とは、「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）」を「労働投入量（労働者数又は総就業時間）」で除した値とする。

(2) 「労働生産性向上」とは、業務改善、業務改革、製品・サービスの開発等による「付加価値向上」や「労働投入量の削減」等で、同条（1）の値が向上することをいう。なお、人員削減を目的とした取組ではないものとする。

(補助金の交付の手続)

第 2 条 補助金の交付は、以下の手続きによる。

(1) 要綱第 7 条に定める様式により、補助事業に着手する前に補助金の交付の申請を行うものとする。

(2) 要綱第 7 条第 1 号に規定する補助事業計画書は様式 A によるものとし、同条第 2 号に規定する同意書は様式 B によるものとする。

(計画変更)

第 3 条 補助事業の計画を変更するときは、要綱第 9 条に規定する補助事業計画変更・中止（廃止）申請書（様式第 3 号）に補助事業変更計画書（様式 C）を添付するものとする。

(実績報告)

第 4 条 要綱第 1 2 条第 1 号に規定する事業実施報告書は様式 D、同条第 2 号に規定する労働生産性への影響がわかるものは様式 E、同条第 3 号に規定する補助事業に係る契約関係及び経費支出の証拠書類は発注書（契約書）、納品書、請求書及び支払いが確認できる書類（いずれも写し可）を添付するものとする。

(報告)

第 5 条 要綱第 1 6 条第 2 項に規定する報告は、岡山市小規模製造業等 I T 利活用支援補助金経過報告書（様式 F）によるものとする。

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 4 日決裁）

1 この要領は、令和 2 年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和 3 年 1 1 月 2 6 日決裁）

2 この要領は、令和 3 年度の補助事業の募集から適用する。